

「ラップ信託約款」新旧対照表

2022年4月1日改定

(下線部変更)

新	旧
ラップ信託約款 (遺言代用信託約款)	
<p><b>第38条 (米国税務当局への情報提供に係る同意)</b></p> <p>受益者は、受益者がアメリカ合衆国（以下、本条において「米国」といいます。）の税法上の米国人（米国市民または米国居住者をいいます。）に該当する場合（その可能性があると判断される場合を含みます。）には、次の事項に同意するものとします。</p> <p><u>同意にあたっては、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(<a href="https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html">https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html</a>)をご確認ください。</u></p> <p>① 受託者が米国の税務当局に、受益者の情報（住所、氏名、信託財産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。）を提供すること。</p> <p>② 前号による受益者の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）及び同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、受益者の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。</p>	<p><b>第38条 (米国税務当局への情報提供に係る同意)</b></p> <p>受益者は、受益者がアメリカ合衆国（以下、本条において「米国」といいます。）の税法上の米国人（<u>米国における納税義務のある自然人または法人もしくはその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織、及び、米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u>）に該当する場合（その可能性があると判断される場合を含みます。）には、次の事項に同意するものとします。</p> <p>① 受託者が米国の税務当局に、受益者の情報（<u>住所または所在地、氏名または名称</u>、信託財産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。）を提供すること。</p> <p>② 前号による受益者の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）及び同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、受益者の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。</p>

以上